

第2回 木曽川文化圏市町合併協議会

と き 平成15年6月6日(金)
午後3時から
ところ 各務原市産業文化センター
8階 第1特別会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

協議事項

- 協議第5号 木曽川文化圏市町合併協議会を設置する地方公共団体の変更について
協議第6号 木曽川文化圏市町合併協議会規約の一部改正(案)について
協議第7号 平成15年度木曽川文化圏市町合併協議会補正予算(第1号)(案)について

4. その他

連絡事項

- 協議会事務の進捗状況について
次回開催日程と協議事項について

5. 閉 会

木曽川文化圏市町合併協議会を設置する地方公共団体の変更について

平成15年6月23日をもって、岐南町は木曽川文化圏市町合併協議会から脱退し、負担金の精算を行う。

木曾川文化圏市町合併協議の経緯

年月日	経緯						
平成14年11月5日	川島町議会が各務原市への合併協議の申し入れを決定						
13日	川島町が各務原市に合併協議の申し入れ						
25日	各務原市議会が川島町の申し入れの受け入れに合意						
12月1日	各務原市が企画財政部に合併推進室を設置						
2日	各務原市が川島町に合併協議の申し入れを受け入れる旨、川島町に回答						
3日	各務原市と川島町が合併協議会準備会を設置						
平成15年1月17日	岐南町議会が各務原市への合併協議の申し入れを決定						
20日	岐南町が各務原市に合併協議の申し入れ						
22日	各務原市議会全員協議会で岐南町の合併協議の申し入れを受け入れることで合意						
23日	各務原市、川島町が合併協議の申し入れを受け入れる旨、岐南町に回答						
27日	各務原市、川島町、岐南町で「木曾川文化圏市町合併任意協議会」を設置 第1回木曾川文化圏市町合併任意協議会を開催						
2月14日	第2回木曾川文化圏市町合併任意協議会を開催						
3月14日	岐南町議会が各務原市、川島町との「木曾川文化圏市町合併協議会」の設置議案を可決						
20日	川島町議会が各務原市、岐南町との「木曾川文化圏市町合併協議会」の設置議案を可決						
26日	各務原市議会が川島町、岐南町との「木曾川文化圏市町合併協議会」の設置議案を可決						
4月1日	各務原市、川島町、岐南町で「木曾川文化圏市町合併協議会」を設置						
10日	第1回木曾川文化圏市町合併協議会を開催						
5月25日	岐南町が合併の是非と枠組みを問う住民投票を実施						
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>岐阜市等2市3町と合併</td> <td>4,890票</td> </tr> <tr> <td>合併しない</td> <td>4,226票</td> </tr> <tr> <td>各務原市等1市1町と合併</td> <td>1,727票</td> </tr> </tbody> </table>	岐阜市等2市3町と合併	4,890票	合併しない	4,226票	各務原市等1市1町と合併	1,727票
岐阜市等2市3町と合併	4,890票						
合併しない	4,226票						
各務原市等1市1町と合併	1,727票						
29日	岐南町議会が各務原市、川島町との「木曾川文化圏市町合併協議会」を脱退する議案を可決						
30日	岐南町が各務原市、川島町に「木曾川文化圏市町合併協議会」の脱退を申し入れ						

岐南町の合併協議会脱退による負担額について

[歳出]

平成 15 年 6 月 6 日現在

款	項	目	支出負担行為額 (円)	内 容
総務費	総務管理費	事務局費	1,248,011	書籍購入、封筒印刷、切手代、コピー機レンタル・保守点検、財務会計システム、など
事業費	事業推進費	会議費	214,113	第1回協議会委員報酬、看板作成、花代、飲み物代、会議録作成、など
		調査研究費	9,928,800	情報システム一元化調査委託、事務事業一元化調査支援委託
		広報広聴費	1,140,510	協議会だより（創刊号）印刷製本、ホームページ作成・更新委託、など
合 計			12,531,434	

6月23日見込み

支出負担行為額		負担率		岐南町の負担額
12,900 千円	×	1/3	=	4,300 千円

木曾川文化圏市町合併協議会規約の一部改正（案）について

木曾川文化圏市町合併協議会規約（平成15年3月26日各務原市議会議決、平成15年3月20日川島町議会議決、平成15年3月14日岐南町議会議決）の一部を次のように改正する。

第1条中「、川島町及び岐南町」を「及び川島町」に改める。

第5条第1項第3号中「14名以内」を「10名以内」に改める。

第6条第3項中「及び岐南町長」を削る。

附 則

この規約は、平成15年6月24日から施行する。

木曽川文化圏市町合併協議会規約新旧対照表

新	旧
<p>(協議会の設置)</p> <p>第1条 各務原市及び川島町(以下「市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>第2条から 第4条まで(省略)</p> <p>(委員)</p> <p>第5条 協議会の委員は、次の者をもって充てる。</p> <p>(1)市町の長及び助役 (2)市町の議会が選出する議員 各2名 (3)市町の長が協議して定めた学識経験を有する者 10名以内 2 (省略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第6条 (省略) 2 (省略) 3 副会長は、川島町長をもって充て、会長を補佐する。</p> <p>第7条から 第20条まで(省略)</p> <p>附 則 この規約は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成15年6月24日から施行する。</p>	<p>(協議会の設置)</p> <p>第1条 各務原市、川島町及び岐南町(以下「市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>第2条から 第4条まで(省略)</p> <p>(委員)</p> <p>第5条 協議会の委員は、次の者をもって充てる。</p> <p>(1)市町の長及び助役 (2)市町の議会が選出する議員 各2名 (3)市町の長が協議して定めた学識経験を有する者 14名以内 2 (省略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第6条 (省略) 2 (省略) 3 副会長は、川島町長及び岐南町長をもって充て、会長を補佐する。</p> <p>第7条から 第20条まで(省略)</p> <p>附 則 この規約は、平成15年4月1日から施行する。</p>

木曾川文化圏市町合併協議会規約（案）

（協議会の設置）

第1条 各務原市及び川島町（以下「市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第2条 協議会は、木曾川文化圏市町合併協議会と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）市町の合併に関する協議
 - （2）法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
 - （3）前2号に掲げるもののほか、市町の合併に関し必要な事項
- （事務所）

第4条 協議会の事務所は、各務原市に置く。

（委員）

第5条 協議会の委員は、次の者をもって充てる。

- （1）市町の長及び助役
- （2）市町の議会が選出する議員 各2名
- （3）市町の長が協議して定めた学識経験を有する者 **10名以内**

2 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、各務原市長をもって充て、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、**川島町長**をもって充て、会長を補佐する。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第8条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

（関係職員等の出席）

第9条 会長は、必要に応じて市町の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（小委員会）

第10条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(幹事会)

第 1 1 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整し、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第 1 2 条 第 3 条各号に掲げる事務を専門的に研究又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 1 3 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局の職員)

第 1 4 条 事務局の職員は、市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第 1 5 条 協議会に要する経費は、市町が協議して負担する。

(監査)

第 1 6 条 協議会の出納の監査は、会長が委嘱した市町の監査委員各 1 名が行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 7 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、各務原市の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 8 条 第 5 条第 1 項第 1 号に規定する委員以外の委員及び監査委員は、報酬を受けられることができる。

2 協議会の委員及び監査委員は、その職務を行うために要する費用弁償を受けられることができる。

3 前 2 項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 1 9 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 2 0 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 5 年 6 月 2 4 日から施行する。

平成15年度

木曾川文化圏市町合併協議会補正予算書（案）

木曾川文化圏市町合併協議会

協議第7号

平成15年度木曾川文化圏市町合併協議会補正予算（第1号）

平成15年度木曾川文化圏市町合併協議会の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,302千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

9

平成15年6月6日提出

木曾川文化圏市町合併協議会

会長 森 真

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 負担金		18,000	6,300	24,300
	1. 負担金	18,000	6,300	24,300
2. 県支出金		15,000	5,000	10,000
	2. 県支出金	15,000	5,000	10,000
歳入合計		33,002	1,300	34,302

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 負担金	18,000	6,300	24,300
2. 県支出金	15,000	5,000	10,000
歳入合計	33,002	1,300	34,302

(歳出)

(単位：千円)

	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
					特定財源			
					国県支出金	地方債	その他	
01	総務費	2,515	0	2,515	1,999			1,999
02	事業費	30,428	1,300	31,728	3,001			4,301
	歳出合計	33,002	1,300	34,302	5,000			6,300

2 歳入

(款) 01 負担金

(項) 01 負担金

(単位：千円)

				節		
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	説明
1 負担金	18,000	6,300	24,300	1. 市町負担金	6,300	累計 24,300(18,000)
						市町負担金
計	18,000	6,300	24,300			

(款) 02 県支出金

(項) 01 県支出金

(単位：千円)

				節		
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	説明
1 県補助金	15,000	5,000	10,000	1. 合併協議会支援交付金	5,000	累計 10,000(15,000)
						合併協議会支援交付金
計	15,000	5,000	10,000			

3 歳出

(款) 01 総務費

(項) 01 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正 額	計	補正前 の額	補正額の財源内訳			一般財 源	区 分	金 額	説 明
					特定財源						
					国県支 出金	地方債	そ の 他				
1. 事 務 局 費	2,515	0	2,515	2,515	1,999			1,999			
	2,515	0	2,515	2,515	1,999			1,999			

(款) 02 事業費

(項) 01 事業推進費

目	補正前 の額	補正 額	計	補正前 の額	補正額の財源内訳			一般財 源	区 分	金 額	説 明
					特定財源						
					国県支 出金	地方債	そ の 他				
1. 会 議 費	3,573	390	3,183	3,136			2,746	2,746	01	報酬	
2. 調 査 研 究 費	22,390	1,855	24,245	2,300			445	445	13	委託	
3. 広 報 広 聴 費	4,465	165	4,300	2,165				2,000	11	需用	
計	30,428	1,300	31,728	3,001				4,301			

歳入の部

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前	補正額	補正後	説明
1	負担金			18,000	6,300	24,300	
	1	負担金		18,000	6,300	24,300	
		1	負担金	18,000	6,300	24,300	
			1 市可負担金	18,000	6,300	24,300	費成市可負担金(各務原:川島=7:3 及び岐南町精算分) ☆
2	県支出名			15,000	△5,000	10,000	
	1	県支出名		15,000	△5,000	10,000	
		1	県補助金	15,000	△5,000	10,000	
			1 合併協議会 支那交付金	15,000	△5,000	10,000	団体数(3→2)×5,000千円 ☆
3	諸収入			2	0	2	
	1	諸収入		2	0	2	
		1	諸収入	2	0	2	
			1 預金利子	1	0	1	預金利子
			2 雑収入	1	0	1	その他雑入
		計		33,002	1,300	34,302	

歳出の部

(単位:千円、円)

款	項	目	節	補正前	補正額	補正後	説明
1	総務費			2,515	0	2,515	
	1	総務管理費		2,515	0	2,515	
		1	事務局費	2,515	0	2,515	
			1 報酬	20		20	委員報酬 監査委員報酬 19,500
			9 旅費	143		143	普通旅費 市町村合併研究会、他市視察研修費 142,840
			11 需用費	374		374	消耗品費 用紙代、書籍購入他 240,000 食糧費 来客用お茶代、昼食代 30,800 印刷製本費 カラーコピー代、写真現像プリント 102,408
			12 役器費	60		60	通信運搬費 切手代 60,000
			13 委託料	1,072		1,072	保守点検委託料 電子コピー機保守点検委託 442,000 電気業務委託料 財務会計システム開発委託 630,000
			14 雑用料及び雑費	781		781	自動車借上料 自動車借上げ 30,000 各種借上料 電子コピー機賃借料、財務会計用機器借入 730,800
			18 備品購入費	85		85	庁用器具費 事務機器、印鑑(会長・事務局長印)等 85,000
2	事業費			30,428	1,300	31,728	
	1	事業推進費		30,428	1,300	31,728	
		1	会議費	3,573	△390	3,183	
			1 報酬	1,859	△390	1,469	委員報酬 協議会委員(19名→13名×1.0回) 1,469,000 ☆
			9 旅費	410		410	費用弁償 他市視察研修 100,000 普通旅費 正副会長(東京)、他市視察研修 309,920
			11 需用費	469		469	消耗品費 用紙代、書籍購入 145,000 食糧費 お茶代、昼食代 275,120 印刷製本費 カラーコピー代、写真現像プリント 47,216
			12 役器費	605		605	筆用材料 会議録作成 604,800
			14 雑用料及び雑費	230		230	自動車借上料 バス借上料等 200,000 各種借上料 有料道路通行料 30,000
			2 調査研究費	22,390	1,855	24,245	
			11 需用費	1,890		1,890	印刷製本費 新市建設計画書印刷 1,890,000
			13 委託料	20,500	1,855	22,355	電気業務委託料 情報システム統合、セキュリティポリシー策定支援 7,355,000 ☆ 各種業務委託料 事務事業一元化支援、新市建設計画作成支援委託 15,000,000
			3 広報広聴費	4,465	△165	4,300	
			9 報償費	100		100	各種報償費 贈礼、記念品 100,000
			11 需用費	3,117	△165	2,952	印刷製本費 協議会だより、啓発チラシ(部数△8,000部) 2,952,000 ☆
			12 役器費	80		80	通信運搬費 協議会だより切手代 48,000 手数料 ドメイン取得手数料 31,500
			13 委託料	1,004		1,004	各種業務委託料 ホームページ作成・管理委託 1,003,800
			14 雑用料及び雑費	164		164	各種借上料 ホスティングサービス(レンタルサーバー) 163,800
3	子償費			59	0	59	
	1	子償費		59	0	59	
		1	子償費	59	0	59	
			1 子償費	59		59	子償費 59,000
		計		33,002	1,300	34,302	

木曾川文化圏市町合併協議会 構成市町の経費負担割合について

協議会規約第15条で規定する協議会に要する経費の負担について

負担割合	各務原市	川島町	とする
	70%	30%	

なお、千円未満の端数が生じた場合には、その端数分について各務原市が負担を行う

負担割合の根拠

	比重	各務原市	川島町	
均等割	50%	1/2	1/2	
人口割	50%	93.0%	7.0%	
H12 国勢調査人口		131,991 人	9,774 人	計 141,765 人
		↓		
実質割合		71.5%	28.5%	より

参考

協議会補正予算（第1号）後の各市町の負担額の内訳については以下のとおりとなります

負担額内訳	各務原市	川島町	岐南町
	14,000 千円	6,000 千円	4,300 千円

各務原市において、負担金の補正措置（8,000千円増額）をお願いします